

月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 35

何のために働くのか 分らない現代の労働者

御社でしか得られない「働く喜び」とは何ですか？

先日、顧問先のある社長が次のようにおっしゃっていました。「平日の昼間に、パチンコ店では若者が踏ん返り返って遊戯に興じ、高齢者がせつせと玉を運んでいる。何かおかしくないか？」と。皆さんはどう思いますでしょうか？ 法律を犯さない限り、若者がパチンコ店に行こうと、高齢者がどんな仕事をしようかと、それが自分の意思であるのならば全く問題ないはずで、社長が感じだ違和感とは何なのでしょう？

「平日の昼間にパチンコ店では若者が踏ん返り返って遊戯に興じ、高齢者がせつせと玉を運んでいる。何かおかしくないか？」と。皆さんはどう思いますでしょうか？ 法律を犯さない限り、若者がパチンコ店に行こうと、高齢者がどんな仕事をしようかと、それが自分の意思であるのならば全く問題ないはずで、社長が感じだ違和感とは何なのでしょう？

「平日の昼間にパチンコ店では若者が踏ん返り返って遊戯に興じ、高齢者がせつせと玉を運んでいる。何かおかしくないか？」と。皆さんはどう思いますでしょうか？ 法律を犯さない限り、若者がパチンコ店に行こうと、高齢者がどんな仕事をしようかと、それが自分の意思であるのならば全く問題ないはずで、社長が感じだ違和感とは何なのでしょう？

「平日の昼間にパチンコ店では若者が踏ん返り返って遊戯に興じ、高齢者がせつせと玉を運んでいる。何かおかしくないか？」と。皆さんはどう思いますでしょうか？ 法律を犯さない限り、若者がパチンコ店に行こうと、高齢者がどんな仕事をしようかと、それが自分の意思であるのならば全く問題ないはずで、社長が感じだ違和感とは何なのでしょう？

「働く喜び」とは何ですか？ 御社でしか得られない「働く喜び」とは何ですか？

<p>人を伸ばす力 内元と白津のすすめ 著者 トワード・L・アシ リチャード・フレスト 特訳者 桜川 茂男 発行所 株式会社 新曜社</p>	<p>新訳 科学的管理法 マネジメントの原点 著者 フレデリック W. テイラー 訳者 有賀 祐子 発行所 日外洋文社</p>
---	--

は変わってきていると考えられます。産業が発展し、雇用形態が多様化し、また、交通の便が良くなった結果、労働者は最低限生きていくための賃金を過去に比べて容易に手にいれることができるようになります。つまり、働く理由として「生命を維持するため」という緊迫した危機感がなくなったことにより、「皆が休日も返上で必死に働いていた過去」と同程度の必死さで働くためには、何か他の動機が必要になってくることも考えられます。会社を経営する事、資格を取る事、スポーツで上位を目指す事など、少なからず努力や集中力の持続を要する場合は、自分の意思で始めなければ達成することとは困難だと思えます。学生時代に働く理由など教えられず、そして家庭では、会社の文句ばかり言っている親を見てきた現代の若者にとって、働く事は決して「喜び」の対象とはなっていないような気が致します。しかし、労働は「苦しみ」や「忍耐」などという言葉で表現されるものではなく、「希望」「達成感」などで表現されるべきだと私個人は思っています。私自身、こういう考え方になったのは30代になってからですが、参考になった書籍を1冊に紹介致します。世の中にはいろんな研究をしている方がいるのを知ってとても勉強になりました。読んでみて何か思うことがありましたらぜひご一報お待ちしております。

(社会保険労務士 柴田 幸春)

もうすぐ春ですね♪

今日は家でお雛様の前でお願いしました。私が住んでいる鳥海町は、今シーズンは例年よりも雪が少なく感じ～春が早く来るかなあ～と思います。会計でも雪が駆け土の下からは、つきの芽がでてきています。



我が家ではこの前生まれたと思っていた子供も4月からは、空三です。出会うの春(っ)♪ 入学生は全部で21名ですが沢山の友達を作り、学校生活に早く慣れ、Have a enjoy ur schoolを送ってもらいたいと思います。



春といえば花見ですね!! 食べるのが大好きな私は花見団子です、早く暖かい春が来るのが待ち遠しいです。

(梶原 由香)

所長の一言

異動、退職の季節ですね。定年退職制度を設けようとする場合、60歳以上で設定しなければなりません。但し、企業によっては60歳まで雇用する場合は、定年退職金があるように、配置転換できるほど規模の大きい企業ならともかく、早期に退職を促進する仕組みが必要になります。退職金を上乗せして早期退職者を優遇する制度はよく耳にしますが、先日、自由選択年なる制度を設けている企業に出会いました。早期退職優遇制度は40代、自由選択年では50代で利用できるという。

(所長 堀井 潤)

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
 本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承じます。
 (C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

